

税金の納め忘れはありませんか？



町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税などの町税は、私たちが安心して暮らすための福祉や教育、ごみ処理や道路整備などの公共サービスを充実させるために欠かせない財源です。

税金の滞納は、納期限内に納税していただいている大多数の納税義務者との公平性を欠くことになります。税金は、指定された納期限までに納めましょう。なお、12月は滞納整理強化月間として、電話や訪問等による催告や滞納処分を強化します。

■滞納をするとどうなる？

税金を納期限までに納めなかった場合、まず、督促状が送付されます。地方税法では、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しなかった場合、町は滞納者の財産「給与・預金・生命保険・不動産・自動車など」を差押えしなければならないと定められています。

町では、期限内に納付された方との公平性を図るため、また安定した税収入を確保するため、納付できるのに納付しない悪質な滞納者に対して、財産の差押えなどの滞納処分を行います。



不動産差押	不動産登記簿に「差押」の登記をして、財産を処分することを禁止し、公売できる状態にします。
預金差押	銀行・農協・ゆうちょ銀行などの金融機関に照会を行い、預貯金を差押えて、税金に充当します。
給与差押	勤務先に給与額などの照会を行い、給与差押え後、毎月雇用主から徴収し、税金に充当します。
生命保険差押	生命保険会社などに照会を行い、生命保険差押え後に解約し、生命保険会社から解約返戻金を徴収し、税金に充当します。
動産差押	捜索による強制調査を実施し、財産差押え後、インターネット等で公売し、税金に充当します。

■納税は口座振替が便利です！

口座振替とは、町税を納期ごとに指定した預貯金口座から自動的に引き落として納税する制度です。一度申し込みをすれば、口座の解約や変更の届け出がない限り毎年継続されるので安心です。登録方法は、町指定の金融機関の窓口で、「通帳印・預金通帳・納税通知書等」を持参して、口座振替依頼書を記入し提出してください。本人控えは、必ず保管をお願いします。ぜひ便利な口座振替をご利用ください。

■コンビニエンスストア及び九州内のゆうちょ銀行でも納付ができます

口座振替でない人には、個別に郵送する納付書による納付をお願いしています。納付書記載の金融機関に加え、納期限内であれば曜日や時間に関係なく、全国の主なコンビニエンスストアで納付できます。

■事情のある方はご相談ください

病気や失業、その他やむを得ない理由で一時的に税金の期限内納付が困難な方は、そのまま放置せず、必ず税務課（役場1階）までご連絡ください。事情に応じて、期間を定め分割して納付するなどの方法があります。